

別記様式（第2条関係）

会議結果報告書

平成26年7月1日

会議の名称	庁議
開催日時	平成26年7月1日（火） 9時28分～10時06分
開催場所	庁議室
出席者職氏名	市長 香川武文、副市長 櫻井正彦、 企画部長 中村勝義、総務部長 丸山秀幸、 市民生活部長 抜井俊、健康福祉部長 吉岡利昌、 都市整備部長 谷沢嘉弘、上下水道部長 神木 茂、 会計管理者 谷口 敬、議会事務局長 高橋良和、 教育政策部 菊原龍治、監査委員事務局長 原田隆一 (計12人)
欠席者職氏名	教育長 尾崎健市
説明員職氏名	【付議】 1) 企画部長 中村勝義 【報告】 1、2 健康福祉部長 吉岡利昌 3 都市整備部長 谷沢嘉弘
議 題	【付議】 1) 平成27年度埼玉県予算等に対する要望について（企画部） 【報告】 1 公共施設敷地内全面禁煙の見直し（分煙エリアの設置）について（健康福祉部） 2 平成25年度志木市病院事業会計決算について（健康福祉部） 3 志木市低炭素まちづくり計画の策定及び公表について（都市整備部）

	<p>【その他事項】 なし</p>
--	-----------------------

<p>結 果</p>	<p>【付議】</p> <p>1) 平成27年度埼玉県予算等に対する要望について（企画部） 埼玉県市長会、埼玉県議会自由民主党議員団より、埼玉県予算等に対する要望について1市3件以内で提出依頼があったため、本市として提出する要望について優先順位を付け決定する。</p> <p>第1位 スクールソーシャルワーカー活用事業の充実について（教育政策部）</p> <p>第2位 保険財政共同安定化事業の拡充に伴う拠出超過額の完全補てんについて（健康福祉部）</p> <p>第3位 一般国道254号和光富士見バイパス建設促進（都市整備部）</p> <p>【報告】</p> <p>1 公共施設敷地内全面禁煙の見直し（分煙エリアの設置）について（健康福祉部）</p> <p>市では、平成24年5月31日より、公共施設敷地内全面禁煙の措置を行ってきたが、一部施設ではこの措置が、「必ずしも受動喫煙の防止につながっていない。」との意見があることから、敷地内全面禁煙を実施している市内公共施設の実態調査を実施し、課長会議で見直しの検討を行った。</p> <p>この結果、下記の施設においては分煙エリアを設けることが、「受動喫煙防止を更に推進する観点から適当である。」との結論に達したので、10月1日から喫煙エリアを設置する。</p> <p>分煙にする施設（5施設）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市役所 ・市民会館 ・総合福祉センター（宗岡第二公民館） ・市民体育館 ・秋ヶ瀬スポーツセンター <p>引き続き全面禁煙の施設（12施設）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・柳瀬川駅前出張所 ・志木駅前出張所 ・志木駅前自転車駐車場 ・志木駅東口地下駐車場 ・柳瀬川駅前自転車駐車場 ・柳瀬川図書館 ・宗岡公民館 ・郷土資料館 ・埋蔵文化財保管センター ・いろは遊学館 ・いろは遊学図書館 ・村山快哉堂 <p>分煙に向け検討中の施設（2施設）</p>
------------	---

	<p style="text-align: center;">・福祉センター ・第二福祉センター</p> <p>2 平成25年度志木市病院事業会計決算について (健康福祉部)</p> <p>平成25年度志木市病院事業会計決算概要(税抜)について、 報告する。</p> <p>1 収益的収入および支出</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">収益的収入</td> <td style="text-align: right;">1, 771, 338, 466円</td> </tr> <tr> <td>収益的支出</td> <td style="text-align: right;">1, 465, 661, 820円</td> </tr> <tr> <td>当年度純利益</td> <td style="text-align: right;">305, 676, 646円</td> </tr> <tr> <td>前年度繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">260, 106, 871円</td> </tr> <tr> <td>当年度未処分利益剰余金</td> <td style="text-align: right;">45, 569, 775円</td> </tr> </table> <p>2 資本的収入および支出</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">資本的収入</td> <td style="text-align: right;">16, 034, 000円</td> </tr> <tr> <td>資本的支出</td> <td style="text-align: right;">336, 611, 885円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">△320, 577, 885円</td> </tr> </table> <p>なお、志木市病院事業会計の平成26年3月31日現在の現金預金585, 512, 765円については、当年度未処分利益剰余金 45, 569, 775円および、資本剰余金のうち539, 942, 990円を処分して一般会計に繰入れる。</p> <p>3 志木市低炭素まちづくり計画の策定及び公表について (都市整備部)</p> <p>二酸化炭素の排出量削減の取り組みや歩いて暮らせるまちづくりを進めるため、「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づき、『志木市低炭素まちづくり計画』を策定したので報告する。</p> <p>【その他事項】 なし</p>	収益的収入	1, 771, 338, 466円	収益的支出	1, 465, 661, 820円	当年度純利益	305, 676, 646円	前年度繰越欠損金	260, 106, 871円	当年度未処分利益剰余金	45, 569, 775円	資本的収入	16, 034, 000円	資本的支出	336, 611, 885円		△320, 577, 885円
収益的収入	1, 771, 338, 466円																
収益的支出	1, 465, 661, 820円																
当年度純利益	305, 676, 646円																
前年度繰越欠損金	260, 106, 871円																
当年度未処分利益剰余金	45, 569, 775円																
資本的収入	16, 034, 000円																
資本的支出	336, 611, 885円																
	△320, 577, 885円																
事務局職員職氏名	秘書広報課長 豊島俊二																
その他必要事項	特になし																

会議内容の記録（経過、結果等）

開会

企画部長が開会を告げる。

【付議】

1) 平成27年度埼玉県予算等に対する要望について

○概要説明：企画部長

埼玉県市長会、埼玉県議会自由民主党議員団より、埼玉県予算等に対する要望について1市3件以内で提出依頼があったため、本市として提出する要望について優先順位を付け決定したいので協議願いたい。

先般、全庁に対して照会をしたところ、健康福祉部から1件、都市整備部から3件、教育政策部から1件の要望案件が上げられた。本日は、5件のうち3件を本市の要望事項として決定するとともに、その3件に優先順位をつけて埼玉県市長会、埼玉県議会自由民主党議員団に提出するものとする。なお、例年、民主党からも同様の依頼があることから、今後に同様の依頼があった場合は、本日決定した要望案件との整合を踏まえ、民主党への回答とする。

各部の要望事項の説明をお願いします。

まず、1つ目、健康福祉部の「保険財政共同安定化事業の拡充に伴う抛出超過額の完全補てんについて」説明をお願いします。

内容説明：健康福祉部長

平成24年4月の国民健康保険法の改正により、保険財政共同安定化事業については、平成27年度からすべての医療費を対象とすることになったところである。

保険財政共同安定化事業が拡充されることにより、住民の健康を守るために、積極的に保健事業を展開し、ひいては医療費の適正化に努めている保険者にとっては、大きな負担増になることが予想されている。国に先立って埼玉県では、平成24年度から対象医療費を10万円超に拡充しているが、これにより、本市の抛出超過額は、平成26年度についてはおよそ3,600万円にのぼる見込みである。一方で、本市の平成24年度における国保加入者一人あたりの保健事業費は、県内64市町村中1番多く支出しているところであり、一人あたりの医療費については、低い方から8番目となっている。

このように、保険財政共同安定化事業の拡充は、財政基盤の安定につな

がる反面、市民の健康づくりに努力して、医療費の抑制に努めている保険者ほど、負担が大きくなる側面もある。すべての医療費に対象が拡大されれば、その傾向は一層顕著になるのではないかと懸念される。

国では、平成24年4月の国民健康保険法の改正により、引き下げられた2%分の定率国庫負担を都道府県調整交付金に移行させ、抛出超過保険者への補てん財源措置としたが、あくまでも「経過措置」とのことである。

埼玉県においては、平成24年度から抛出超過額が交付金の1%を超える場合には県調整交付金にて補てんいただく措置を設けるなど、一定の配慮をいただいているが、抛出超過が完全に解消されるわけではない。広域化の完全実現に至るまで、抛出超過の完全補てん措置を要望する。

以上が、要望の概要である。

次に、都市整備部の3つについて優先順位の高い順に説明をお願いします。

内容説明：都市整備部長

まず、1つ目として、「一般国道254号和光富士見バイパス建設促進」についてであるが、一般国道254号和光富士見バイパスは、現在、東京外かく環状道路和光北インターチェンジから一般国道463号までの6.9kmの区間について、埼玉県の重点整備箇所に位置付けられ事業が進められている。

本バイパスは関越自動車道を補完し、首都圏中央連絡自動車道と東京外かく環状道路を連結する極めて重要な路線であり、本線の交通渋滞の解消と災害時の避難路や緊急輸送機能としての役割を担うものとして、期待されている。

すでに、東京外かく環状道路の和光北インターチェンジから県道朝霞蕨線までの第一期整備区間延長約2.6キロメートルが暫定2車線で供用開始され、残る第二期整備区間についても用地買収率が平成25年度末において83パーセントに達していることから、早期完成が期待されている。

また、2020年には東京オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会が開催され、県内での競技も予定されているので、開催までには整備完成が図られるよう要望する。

次に、都市整備部の2つ目、「県施行街路事業の促進」については、道路は、市民が安心して生活するために必要不可欠な最も根幹をなす社会資本である。特に歩行者や自転車利用者が安全に安心して通行できるエリアの確保は極めて重要な問題である。

現在、当市の都市計画道路である中央通停車場線全長1,330mは、県施行街路事業として整備を進めていただいているところであるが、駅前からユリの木通りまでの第一工区330mはすでに平成19年度に完成し、現在事業中の第2工区390mでは数件の用地買収を残すところと聞いている。

このため早期完成に向け用地取得に努力をいただくとともに、残りの第3工区310mについても引き続き道路財源確保に努めていただき、早期着手が図られるよう要望する。

次に、都市整備部の3つ目、「県道さいたま東村山線交差点整備事業の早期完成について」であるが、志木市中宗岡の県道さいたま東村山線の宗岡公民館前交差点と中宗岡3丁目交差点については、両交差点とも右折レーンがなく、また、宗岡小学校前交差点については、変則の十字路であることから三元次の信号処理となっている。

このことから、県道、市道ともに信号での待ち時間が長く、また、県道については、右折車両による交通渋滞も発生している状況となっている。

現在、さいたま東村山線交差点改良事業が進められているが、朝夕の志木市内の交通渋滞の緩和及び歩行者等の安全確保のため、早期完成が図られるよう要望する。

以上が、要望の概要である。

次に、教育政策部の「スクールソーシャルワーカー活用事業の充実について」説明をお願いします。

内容説明：教育政策部長

今日の子どもの問題行動は、不登校やいじめ、児童虐待や発達障がいなど実に多様となっている。しかも、それらの問題の背景には、子どもの置かれている家庭生活など様々な環境要因があることも多く、各問題は複雑に絡み合っている。

教育相談において対応すべき問題が拡大するなか、課題解決に向けて、文部科学省は、従来の中学校への相談員配置などの取組のほかに、新たにスクールソーシャルワーカーの活用を唱え、埼玉県においてもスクールソーシャルワーカー活用事業が実施されているところである。悩みを抱えた保護者の中には、子育てに対する自信を失い、意欲が低下している者も多く、従来からの教師による“指導”ではなく、“どうしたらよいか”の選択肢を提示してくれる福祉的なかわりが強く求められている。

志木市立教育サポートセンターでは、22年度からスクールソーシャルワーカー事業を活用し、当初は埼玉県から2名のスクールソーシャルワーカーの必要人員を認められ配置を受けた。以来、子どもの置かれている環境調整や保護者の励まし役として多くの成果を上げており、その成果が認知度をあげ、学校からのニーズの増加につながり、今やなくてはならない存在となっている。

しかしながら、埼玉県からの配置は、23年度以降1名に減となり、当初配置の2名に足りない1名分は、本市の一般財源から支出している状況である。

スクールソーシャルワーカー活用事業は、埼玉県が行う「平成26年度総合的な不登校対策」のメニューの中の、「教育相談体制の充実」の項目として位置付けられており、教育基本法第16条第4項には、「国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。」と規定している。また、都道府県は、市町村の教育に対する援助を行うことが、教育行政における役割として示されていることから、本市においては当初配置の2名に拡充するなど、スクールソーシャルワーカー活用事業の充実について要望する。

以上が、要望の概要である。

質疑応答等

意見) 市長

昨年の要望項目を踏まえ、時期を捉え実現可能性を踏まえた順位付けをしたらどうか。

【報告】

1 公共施設敷地内全面禁煙の見直し（分煙エリアの設置）について

○概要説明：健康福祉部長

市では、平成24年5月31日より、公共施設敷地内全面禁煙の措置を行ってきたが、一部施設ではこの措置が、「必ずしも受動喫煙の防止につながっていない。」との意見があることから、敷地内全面禁煙を実施している市内公共施設の実態調査を実施するとともに、課長会議で見直しの検討を行った。

課長会議では、受動喫煙防止についての現状について、公共施設敷地外で喫煙している煙が近隣の家に入ってくる。土手際で喫煙している職員の副流煙を

散歩（ランニング）している市民等が吸っている。終業時に帰宅途中の路上で歩きたばこをしている職員の姿を多数見かける。など、現在の市庁舎を全面禁煙にしている弊害が報告された。

また、（１）学校・保育園等の施設は、引き続き敷地を含め全面禁煙で良いと考える。（小学校、中学校、保育園）

（２）路上喫煙禁止区域に含まれる公共施設は、志木駅・柳瀬川駅周辺の路上喫煙防止策が定着していることから、引き続き敷地を含め全面禁煙で良いと考える。（柳瀬川駅前出張所、志木駅前出張所、志木駅前自転車駐車場、志木駅東口地下駐車場、柳瀬川駅前自転車駐車場、柳瀬川図書館）

（３）市民会館については、現在も駐車場奥に喫煙スペースを設けている。しかし、喫煙エリアが宴会場から離れていることや夜間照明で十分な照度が確保されていないなどの理由から、利用者から喫煙エリアの変更要望がある。

（４）上記以外の公共施設では、①喫煙する職員がいなくて、なおかつ利用者からの喫煙所の要望もない施設は、引き続き敷地を含め全面禁煙で良いと考える。（宗岡公民館、郷土資料館、埋蔵文化財保管センター）②近くに喫煙できる場所がある施設は、引き続き敷地を含め全面禁煙で良いと考える。（いろは遊学館、いろは遊学図書館、村山快哉堂（今後市役所の利用が可能））③喫煙スペースを設ける適当な場所がないので、引き続き検討を要する施設。（福祉センター、第二福祉センター）④喫煙職員が居る、あるいは利用者から喫煙所の設置等の要望がある施設として、（市役所、総合福祉センター（宗岡第二公民館）、市民体育館、秋ヶ瀬スポーツセンター、市民会館）と、各公共施設における喫煙実態聞き取り調査を踏まえた検討がなされた。

その結果、市役所、市民会館（増設）、総合福祉センター、市民体育館、秋ヶ瀬スポーツセンターの５施設については、分煙エリアを設けることが、「受動喫煙防止を更に推進する観点から適当である。」との結論に達した。また、福祉センターと第二福祉センターについては、引き続き、分煙場所を検討する。その他の公共施設は、引き続き、敷地内完全禁煙とすることとした。

なお、喫煙エリア設置の時期は、平成２６年１０月１日からとする。

２ 平成２５年度志木市病院事業会計決算について

○概要説明：健康福祉部長

平成２５年度志木市病院事業会計決算概要（税抜）の収益的収入および支出収益的収支については、当年度未処分利益剰余金として４５，５６９，７７５

円。

また、資本的収入および支出については、△320,577,885円である。

なお、志木市病院事業会計の平成26年3月31日現在の現金預金585,512,765円については、当年度未処分利益剰余金45,569,775円および、資本剰余金のうち539,942,990円を処分して一般会計に繰入れをする。9月議会では、決算と繰り入れを同時に議案として提出する。ちなみに、資本剰余金については貸借対照表に明記されるが、およそ11億8千万円の内の5億4千万円を一般会計に繰入れるものである。

3 志木市低炭素まちづくり計画の策定及び公表について

○概要説明：都市整備部長

志木市低炭素まちづくり計画については、5月27日の主管課長会議に付議し、その中での意見を踏まえ修正をしたうえで6月30日に決裁を得た。

内容としては、地球規模の環境問題や今後の社会構造の変化、さらに、東日本大震災を契機にした、エネルギー需給の変化などを背景として、脱化石エネルギー社会であったり、歩いて暮らせるまちづくりを、市が先導役となり取り組むとともに、市民や民間事業者と連携、協力して、にぎわいや活気に満ちたまちづくりを進め、二酸化炭素の排出量の削減を目的としている。

計画区域は、志木市全域であり、また、計画の位置づけとしては、総合振興計画や都市計画マスタープランを上位計画として、都市の低炭素化に向けたまちづくりの方向性を示したものである。

第1章では、現況と課題として、Co₂の排出構造と部門別排出状況や土地利用・都市構造分野として、交通、エネルギー、みどりの各分野の状況と課題を整理している。

また、第2章では、目標と将来像として、削減目標値を中間目標2030年では、20%（都市計画部門のみ5.8%）、最終目標の2050年では、60%（都市計画部門のみ17.4%）を目標値としている。

なお、まちづくりの将来像としては、「人にやさしく、環境にやさしい活気に満ちたまち志木」を目指すこととし、環境、健康、活気、それぞれが目指す方向性が示されている

次に、第3章 まちづくりの方針では、基本方針として4分野、都市構造、交通、エネルギー、みどりの各分野の施策を総合的に行うことで、都市の低炭

素化を目指すとしており、全体構想では、各分野において現在考えられる施策が示されている。また、重点地域を位置づけ、志木駅東口・市役所周辺・医療福祉機能集約地域を3つの集約地域を先導的に進める地域として定めている。

第4章では、2030年、2050年の削減効果の推計値を記述し、第5章では、その実現に向けた各分野のロードマップを示すとともに、推進管理体制として民間も含めた連絡会議を設置して、PDCAサイクルによるマネジメントをしっかりと進めていくこととしている。

【その他事項】

なし

備考 会議内容の記録には、発言者の立場を明記するとともに、発言の趣旨が容易に理解できるよう簡潔明瞭に記載すること。